

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 31 日 (火) 第 706 号 の 18



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規

則

○鹿 児 島 県 事 務 処 理 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)

( 人 事 課 取 扱 い ) 1

## 規 則

鹿 児 島 県 事 務 処 理 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 8 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

### 鹿 児 島 県 規 則 第 48 号

鹿 児 島 県 事 務 処 理 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 事 務 処 理 規 則 ( 平 成 5 年 鹿 児 島 県 規 則 第 16 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

別 表 第 1 の 5 の 項 事 務 の 種 類 の 欄 を 次 の よう に 改 め る。

5 公益信託に関する法律 (令和 6 年法律第 30 号。以下この項中「法」という。)による改正前の公益信託ニ関スル法律 (大正 11 年法律第 62 号。以下この項中「旧法」という。)に規定する公益信託 (以下この項中「旧公益信託」という。)に

関する事務

この項中知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則（令和 8 年鹿児島県規則第 7 号）による廃止前の知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成 2 年鹿児島県規則第 45 号）を「規則」という。

別表第 1 の 5 の項第 1 号を削り、同項第 2 号中「公益信託」を「旧公益信託」に、「法」を「旧法」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号中「公益信託」を「旧公益信託」に、「法」を「旧法」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「公益信託」を「旧公益信託」に、「法」を「旧法」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号中「公益信託」を「旧公益信託」に、「法」を「旧法」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 6 号中「公益信託」を「旧公益信託」に、「法」を「旧法」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 7 号中「公益信託」を「旧公益信託」に、「法」を「旧法」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 8 号中「公益信託」を「旧公益信託」に、「法」を「旧法」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 9 号中「公益信託」を「旧公益信託」に、「法」を「旧法」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 10 号中「公益信託」を「旧公益信託」に、「法」を「旧法」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項第 11 号中「公益信託」を「旧公益信託」に、「法」を「旧法」に改め、同号を同項第 10 号とし、同項第 12 号中「公益信託」を「旧公益信託」に、「法」を「旧法」に改め、同号を同項第 11 号とし、同項第 13 号中「公益信託」を「旧公益信託」に、「法」を「旧法」に改め、同号を同項第 12 号とし、同項第 14 号中「公益信託」を「旧公益信託」に、「法」を「旧法」に改め、同号を同項第 13 号とし、同項第 15 号中「公益信託」を「旧公益信託」に、「法」を「旧法」に改め、同号を同項第 14 号とし、同項第 16 号中「公益信託」を「旧公益信託」に、「法」を「旧法」に改め、同号を同項第 15 号とし、同項第 17 号中「公益信託」を「旧公益信託」に、「法」を「旧法」に改め、同号を同項第 16 号とし、同項第 18 号中「公益信託」を「旧公益信託」に、「法」を「旧法」に改め、同号を同項第 17 号とし、同項第 19 号中「公益信託」を「旧公益信託」に、「法」を「旧法」に改め、同

号を同項第18号とし、同項第20号中「公益信託」を「旧公益信託」に、「法」を「旧法」に改め、同号を同項第19号とし、同項第28号中「公益信託」を「旧公益信託」に改め、同号を同項第34号とし、同項第27号中「公益信託」を「旧公益信託」に改め、同号を同項第33号とし、同項第26号中「公益信託」を「旧公益信託」に改め、同号を同項第32号とし、同項第25号中「公益信託」を「旧公益信託」に改め、同号を同項第31号とし、同項第24号中「公益信託」を「旧公益信託」に改め、同号を同項第30号とし、同項第23号中「公益信託」を「旧公益信託」に改め、同号を同項第29号とし、同項第22号中「公益信託」を「旧公益信託」に改め、同号を同項第28号とし、同項第21号中「公益信託」を「旧公益信託」に改め、同号を同項第27号とし、同号の前に次の7号を加える。

(20) 公益信託への移行認可（法附則7）	学事法制課			○						
(21) 移行認可に関する意見聴取（法附則10①〔法10〕）				○						
(22) 移行認可の申請書の提出を受け、又は移行認可をし、若しくはしない処分をした旨の旧主務官庁への通知（法附則11）				○						
(23) 公益認定等審議会への諮問（法附則16〔13①③〕）	学事法制課			○						
(24) 公益認定等審議会の答申に基づいてとった措置についての公益認定等審議会への報告（法附則16〔14, 法35②〕）	学事法制課			○						
(25) 公益認定等審議会が諮問を要しないものと認めたものについて公益認定等審議会に諮問しないで措置を講じた場合の公益認定等審議会への通知（法附則16〔15〕）				○						
(26) 公益認定等審議会の庶務（地方自治法202の3③）				○						

別表第1中34の項を35の項とし、20の項から33の項までを1項ずつ繰り下げ、同表19の項第1号中「移転料支給対象期間」を「家族移転費支給対象期間」に、「23③」を「20②」に、「7の2」を「9」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「23③」を「20②」に、「7の2」を「9」に改め、同項第8号中「30①②」を「26①②」に改め、同項を同表20の項とし、同表18の項第1号中「13の6③」を「13の6⑤」に改め、同項第2号中「宿日直勤務命令及び別勤命令」を「及び宿日直勤務命令」に改め、「訓令10」を削り、同項第4号中「並びに職員の」の次に「休憩時間の変更の承認、」を加え、「4, 9」を「4, 5②③, 9」に改め、同項第10号中「13の3①②」を「13の3①③」に改め、同項第11号中「部分休業一部取消報告書」を「第1号部分休業一部取消報告書」に改め、同項を同表19の項とし、同表中17の項を18の項とし、6の項から16の項までを1項ずつ繰り下げ、5の項の次に次の1項を加える。

6 公益信託に関する事務 この項中公益信託に関する法律を「法」という。	(1) 公益信託の認可及びその公示 (法6, 11)	学事 法制 課			○								
	(2) 公益信託認可, 公益信託の変更等の認可及び公益信託の併合等の認可に関する意見聴取 (法10, 12⑥〔10〕, 22⑦〔10〕)				○								
	(3) 公益信託の変更等の認可及びその公示 (法12①⑥〔11〕)	学事 法制 課			○								
	(4) 行政庁の変更を伴う公益信託の変更等の認可に係る申請書の経由 (法13①)				○								
	(5) 変更前の行政庁からの事務の引継ぎ (法13②)				○								
	(6) 公益信託の変更の届出の処理及びその公示 (法14)				○								
	(7) 受託者の辞任の届出の処理及びその公示 (法15)				○								
	(8) 公益信託の財産目録等の受理 (法21①)				○								
	(9) 公益信託の財産目録				○								





場合の公益認定等審議会への通知 (法38 [36 ③])													
(23) 公益認定等審議会の勧告に基づいてとった措置についての公益認定等審議会への報告 (法38 [37 ③])	学事法制課			○									
(24) 内閣総理大臣からの指示の公益認定等審議会への通知 (法39)	学事法制課			○									
(25) 法の施行のための官庁、公共団体等への照会又は協力依頼 (法40)					○								
(26) 公益事務の実施の状況等の情報の提供 (法41)					○								
(27) 公益認定等審議会の庶務 (地方自治法202の3 ③)					○								

別表第 2 の 2 の表各課共通の項第 9 号中「36①」を「36①②」に改め、同項第 10 号中「67④」を「67③」に改める。

別表第 6 人事課 (行政経営推進室を含む。)の表 7 の項第 9 号中「11の 2」の次に「, 11の 3」を、「16の 3」の次に「, 21」を、「期末条例 3」の次に「, 8」を加え、同項第 23 号中「4②」を「5②」に改め、同表 10 の項中「6」を「5」に改める。

別表第 6 総務事務センターの表 1 の項第 9 号中「及び子ども手当」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「, 平成 22 年度等における子ども手当の支給に関する法律 (平成 22 年法律第 19 号) 6, 8, 10, 16, 27②」を削り、同項第 10 号中「及び子ども手当」及び「, 平成 22 年度等における子ども手当の支給に関する法律 30」を削り、同表 8 の項第 4 号中「規則 17」を「規則 3, 4」に改める。

別表第 6 暮らし共生協働課 (消費者行政推進室を含む。)の表 8 の項第 2 号中「29①」を「25①」に改める。

別表第 6 総合政策課の表中「総合政策課」を「総合政策課 (計画管理室を含む。)」に改め、

同表の次に次の 1 表を加える。

国際戦略課

事務の種類	事 項	合議先	決 裁 区 分							受任者所	所長名	備 考
			知事	専 決 者					所長			
				副知事	部長	課長	課長補佐	係長				
旅券法 (昭和26年 法律第267 号。以下こ の項中「法 という。)の 施行に關す る事務	(1) 一般旅券 発給申請の 処理(法3 ①③)								○	地域振 興局長 (鹿児 島地域 振興局 長を除 く。) 支庁長 かご しま県 民交流 センタ ー副館 長		
	(2) 一般旅券 発給申請の 経由(法3 ①)								○	かごし ま県民 交流セ ンター 副館長		
	(3) 一般旅券 の交付(法 8①③, 9 ③〔8①〕, 10④〔8 ①〕)								○	地域振 興局長 (鹿児 島地域 振興局 長を除 く。) 支庁長 かご しま県 民交流 センタ ー副館 長		
	(4) 一般旅券 の渡航先追 加申請の処 理(法9① ③〔3③〕)								○	地域振 興局長 (鹿児 島地域 振興局 長を除 く。)		

											支庁長 かご しま県 民交流 センタ ー副館 長
(5) 一般旅券 の渡航先追 加申請の経 由 (法9①)										○	かごし ま県民 交流セ ンター 副館長
(6) 一般旅券 の渡航先の 訂正 (法10 ③)										○	かごし ま県民 交流セ ンター 副館長
(7) 一般旅券 の紛失又は 焼失の届出 の処理 (法 17①③)										○	地域振 興局長 (鹿児 島地域 振興局 長を除 く。) 支庁長 かご しま県 民交流 センタ ー副館 長
(8) 旅券事務 に関する諸 証明										○	かごし ま県民 交流セ ンター 副館長

別表第 6 国際交流課の表を削る。

別表第 6 保健医療福祉課の表 4 の項第 16 号中「又は」を「若しくは」に改め、「開設届」の次に「又はオンライン診療受診施設の設置届」を加え、同項第 19 号中「開設者」の次に「又はオンライン診療受診施設の設置者」を加え、「失そう」を「失踪」に改め、同項中第 123 号を第 126 号とし、第 80 号から第 122 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 79 号を第 82 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(81) 医療法人に関する 情報の調査等及び公 表並びに医療法人か らの収益等の報告の 処理及び厚生労働大 臣への情報の提供 (法69の 2 ①②⑤)											○	
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

別表第 6 保健医療福祉課の表 4 の項中第 78 号を第 80 号とし、第 54 号から第 77 号までを 2 号ず

つ繰り下げ、同項第53号中「30の18の4①」を「30の18の5①」に改め、同号を同項第55号とし、同号の前に次の1号を加える。

(54) かかりつけ医機能報告対象病院等の管理者に対する報告又は是正の命令及び命令に従わなかった場合の公表（法30の18の4⑥⑦〔30の13⑥〕）				○																
---	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6保健医療福祉課の表4の項中第52号を第53号とし、第38号から第51号までを1号ずつ繰り下げ、第37号の次に次の1号を加える。

(38) かかりつけ医機能報告の確認及び公表並びに厚生労働大臣への情報の提供（法30の3の2③、30の18の4①②③④⑤）				○																
---	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6障害福祉課の表中「障害福祉課」を「障害福祉課（障害者支援室を含む。）」に改め、同表4の項第37号中「33の15②」を「33の15①」に改め、同項第38号中「33の16」を「33の16②」に改め、同項中第62号を第63号とし、第39号から第61号までを1号ずつ繰り下げ、第38号の次に次の1号を加える。

(39) 県障害児福祉計画の決定（変更を含む。）及びそれに係る意見の聴取並びに内閣総理大臣への提出（法33の22①⑦⑧⑨）				○																
---	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6障害福祉課の表8の項第18号中「改善命令等」の次に「及び命令に従わなかった場合の公表」を加え、「38の7①②」を「38の7①②③」に改め、同項第19号中「制限命令」の次に「及びその公示」を加え、「38の7③」を「38の7④⑤」に改め、同項中第28号を第32号とし、第21号から第27号までを4号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の4号を加える。

(21) 精神科病院の管理者に対する報告の徴収等（法40の5①）				○																
(22) 精神科病院の管理者に対する改善命令等及び命令に従わなかった場合の公表（法40の6①②）				○																
(23) 精神科病院の管理者に対する医療提供の制限命令及びその公示（法40の6③④）				○																
(24) 精神科病院における業務従事者による障害者虐待の状況等の公表（法40の7）				○																

別表第6障害福祉課の表11の項第27号中「88⑩」を「88⑪」に改め、同表第28号中「及び」の次に「それに係る意見の聴取並びに」を加え、「提出等」を「提出」に、「89①⑥⑦⑧」を

「89①⑧⑨⑩」に改める。

別表第 6 生活衛生課の表中 21 の項を削り、22 の項を 21 の項とし、23 の項から 26 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表第 6 薬務課の表 1 の項第 15 号及び第 16 号中「14①⑮⑯」を「14①⑬⑭」に改め、同項第 17 号中「14⑦⑰」を「14⑥⑱」に改め、同項第 33 号中「、製造業」を「及び製造業」に改め、同項中第 73 号及び第 74 号を削り、第 75 号を第 73 号とし、第 76 号を第 74 号とし、同表 2 の項第 2 号中「1、3②、4①、5②、6②⑤、7①②」を「3、5②、6①、8②、9②⑤、10①②」に改める。

別表第 6 子育て支援課の表 2 の項第 5 号中「保育士試験」の次に「又は地域限定保育士試験」を、「6 の 11」の次に「、6 の 54〔6 の 11〕」を加え、同項第 6 号中「保育士試験」の次に「若しくは地域限定保育士試験」を、「6 の 13」の次に「、6 の 54〔6 の 13〕」を加え、同項第 7 号中「指定試験機関」を「指定試験機関等」に改め、「6 の 27」の次に「、6 の 54〔6 の 14、6 の 27〕」を加え、同項第 8 号中「保育士試験の指定試験機関」を「保育士試験又は地域限定保育士試験の指定試験機関等」に、「試験事務」を「試験事務等」に改め、「18 の 9①」の次に「、18 の 32①」を加え、同項第 9 号中「指定試験機関」を「指定試験機関等」に改め、「18 の 10①」の次に「、18 の 32④〔18 の 10①〕」を加え、同項第 10 号中「指定試験機関」を「指定試験機関等」に改め、「18 の 10②」の次に「、18 の 32④〔18 の 10②〕」を加え、同項第 11 号中「18 の 10①」の次に「、18 の 32④〔18 の 11②〔18 の 10①〕〕」を加え、同項第 12 号中「18 の 10②」の次に「、18 の 32④〔18 の 11②〔18 の 10②〕〕」を加え、同項第 13 号中「指定試験機関」を「指定試験機関等」に改め、「18 の 13」の次に「、18 の 32④〔18 の 13〕」を加え、同項第 14 号中「指定試験機関」を「指定試験機関等」に改め、「18 の 14」の次に「、18 の 32④〔18 の 14〕」を加え、同項第 15 号中「指定試験機関の試験事務」を「指定試験機関等の試験事務等」に改め、「18 の 15」の次に「、18 の 32④〔18 の 15〕」を加え、同項第 16 号中「指定試験機関」を「指定試験機関等」に改め、「18 の 16①」の次に「、18 の 32④〔18 の 16①〕」を加え、同項第 17 号中「指定試験機関の試験事務」を「指定試験機関等の試験事務等」に改め、「11」の次に「、20 の 6〔11〕」を加え、同項第 18 号中「指定試験機関」を「指定試験機関等」に、「試験事務」を「試験事務等」に改め、「12」の次に「、20 の 5」を加え、同項第 19 号中「試験事務」を「試験事務等」に改め、「14」の次に「、20 の 6〔14〕」を加え、同項第 20 号中「指定試験機関又は試験事務」を「指定試験機関等又は試験事務等」に改め、「15」の次に「、20 の 6〔15〕」を加え、同項第 21 号中「保育士」の次に「又は地域限定保育士」を、「保育士登録証」の次に「又は地域限定保育士登録証」を、「18 の 18」の次に「、18 の 28、18 の 33③」を加え、同項第 22 号中「保育士」の次に「又は地域限定保育士」を、「18 の 19」の次に「、18 の 34①②」を加え、同項第 23 号中「保育士」の次に「又は地域限定保育士」を、「18 の 20」の次に「、18 の 34④」を加え、同項第 24 号中「保育士登録証」の次に「又は地域限定保育士登録証」を、「19」の次に「、20 の 6〔17、18、19〕」を加え、同項第 26 号中「保育士登録簿」の次に「又は地域限定保育士登録簿」を、「6 の 36」の次に「、6 の 54〔6 の 36〕」を加え、同項中第 101 号を第 108 号とし、第 33 号から第 100 号までを 7 号ずつ繰り下げ、第 32 号を第 37 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(38) 被措置児童等虐待に係る措置の内容等の社会福祉審議会への報告(法33の15①)				○						
(39) 被措置児童等虐待の状況等の公表(法33の16②)					○					

別表第 6 子育て支援課の表 2 の項中第 31 号を第 36 号とし、第 27 号から第 30 号までを 5 号ずつ繰り下げ、第 26 号の次に次の 5 号を加える。

(27) 試験実施方法書の認定の申請(法18の26②)					○					
-----------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

(28) 認定試験実施方法書の公表 (法18の26⑤)					○														
(29) 認定試験実施方法書の変更認定の申請 (法18の27)					○														
(30) 地域限定保育士試験の実施状況等の報告 (法18の30①)					○														
(31) 指定地域試験機関に判定事務を行わせることに係る内閣総理大臣の同意の取得手続 (法18の32②, 省令 6 の48)					○														

別表第 6 子育て支援課の表 5 の項を次のように改める。

5 私立学校法 (昭和24年法律第270号) の施行に関する事務 この項中私立学校法を「法」、私立学校法施行令 (昭和25年政令第31号) を「政令」という。	(1) 私立学校に対する教育に関する報告の徴収 (法6)					○													
	(2) 学校法人の寄附行為の認可及びそれに係る意見の聴取 (法24)					○													
	(3) 学校法人の設立予定者の死亡による寄附行為の補充及びそれに係る意見の聴取 (法25)					○													
	(4) 理事等が欠けた場合の一時理事等の選任 (法34②, 50②, 65②)					○													
	(5) 学校法人の不正の行為等の報告の受理 (法56②)					○													
	(6) 評議員による評議員会の招集の許可 (法72)					○													



等 (法 135 ①②③)																				
(16) 学校法人 からの報告 の徴収及び 立入検査の 実施 (法 136①)				○																
(17) 学校法人 等の登記の 届出等の受 理 (政令 6)					○															
(18) 文部科学 大臣所管の 学校法人で 知事を所轄 とする私立 学校を設置 するものが 行う寄附行 為等の認可 申請書の経 由等 (政令 7① I ②)					○															
(19) 知事所轄 の学校法人 等が文部科 学大臣所轄 の法人とな る場合の寄 附行為変更 の認可申請 書の経由等 (政令 7① II III ②)					○															
(20) 合併の当 事者が知事 所轄の学校 法人等で合 併後文部科 学大臣所轄 の学校法人 となる場合 の合併の認 可申請書の 経由等 (政 令 7① IV ②)					○															
(21) 文部科学 大臣所轄の 学校法人が					○															

	知事所轄の法人となる場合の寄附行為変更の認可に係る文部科学大臣との協議 (政令 8 I)									
	(22) 合併の当事者が文部科学大臣所轄の学校法人で合併後知事所轄の学校法人となる場合の合併の認可に係る文部科学大臣との協議 (政令 8 III)				○					

別表第 6 子育て支援課の表 7 の項中第 18 号を第 20 号とし、第 5 号から第 17 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 特定教育・保育施設の確認等に係る市町村長からの届出の受理 (法 41)				○						
(6) 特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者の確認等に係る市町村長からの届出の受理 (法 53, 54 の 3 [53])				○						

別表第 6 子ども福祉課の表 2 の項第 20 号中「33の15②」を「33の15①」に改め、同項第 21 号中「33の16」を「33の16②」に改める。

別表第 6 高齢者生き生き推進課の表中「高齢者生き生き推進課」を「高齢者生き生き推進課 (介護保険室を含む。)」に改める。

別表第 6 産業立地課 (新産業創出室を含む。)の表 8 の項第 1 号を次のように改める。

(1) かごしま製造業振興方針の決定			○							
--------------------	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 水産振興課の表 30 の項事務の種類欄中「、漁業災害補償法施行規則 (昭和 39 年農林省令第 35 号) を「省令」を削り、同項第 5 号中「漁獲共済」を「漁獲・特定養殖共済」に改め、「105①」の次に「、108④」を加え、「8③, 9⑦」を「8③ [7③], 9⑦ [7③], 11④ [7③]」に改め、同項第 6 号中「15③」を「21③ [7③]」に改め、同項第 7 号中「、125の6③」を削り、同項第 8 号及び同項第 9 号を削る。

別表第 6 農産園芸課の表 8 の項第 4 号、同表 9 の項第 4 号及び同表 11 の項第 3 号中「特産作物対策監専決」を削り、同表 12 の項第 2 号中「特産作物対策監専決」を「かごしま茶振興監専決」に改め、同表 13 の項第 3 号中「特産作物対策監専決」を削る。

別表第 6 都市計画課生活排水対策室の表中「都市計画課生活排水対策室」を「都市計画課上

下水道室」に改め、同表に次の 1 項を加える。

<p>3 水道法 (昭和32 年法律第 177号) の施行に 関する事 務 この項 中水道法 を「法」、 水道法施 行令(昭 和32年政 令第336 号)を 「政令」 という。</p>	(1) 水道の基盤の強化に関する施策の策定(法2の2②)				○								
	(2) 水道基盤強化計画の策定(変更を含む。以下この項中同じ。)(法5の3①⑩)				○								
	(3) 水道基盤強化計画の策定に関する市町村等の同意の取得手続(法5の3④⑩)					○							
	(4) 水道基盤強化計画の策定に関する広域的連携等推進協議会からの意見の聴取, 国土交通大臣への報告, 市町村等への通知及び公表(法5の3⑦⑧⑨⑩)				○								
	(5) 広域的連携等推進協議会の組織(法5の4①)				○								
	(6) 水道事業又は水道用水供給事業の経営の認可(法6①, 9①, 26, 29①, 政令14①②)					○							
	(7) 水道事業又は水道用水供給事業					○							



可 (法14⑥, 政令14①)											
(14) 水道事業者又は水道用水供給事業者の業務の委託の届出の処理 (法24の3②, 31 [24の3②], 政令14①②)				○							
(15) 水道事業者又は水道用水供給事業の認可の取消し及びそれに係る弁明の機会の付与 (法35①③, 政令14①②)			○								
(16) 水道施設の改善の指示 (専用水道を除く。) (法36①, 政令14①②)				○			○	保健所 長	鹿児島 市 分 は, 室 長		
(17) 水道技術管理者の変更勧告 (専用水道を除く。) (法36②, 政令14①②)				○			○	保健所 長	鹿児島 市 分 は, 室 長		
(18) 清掃その他の措置の指示 (法36③)							○	保健所 長			
(19) 給水の停止命令 (専用水道を除く。) (法37, 政令14①②)				○			○	保健所 長	鹿児島 市 分 は, 室 長		
(20) 地方公共団体以外の水道事業者に対する供給条件の変				○							

更の認可の申請をすべきことの命令及び供給条件の変更 (法38, 政令14①)											
(21) 報告の徴収及び立入検査の実施 (法39①, 政令14①②)				○				○	保健所 長	鹿児島 市 分 は, 室 長	
(22) 報告の徴収及び立入検査の実施 (法39③)								○	保健所 長		
(23) 水道事業者又は水道用水供給事業者に対する水道用水の緊急応援の命令及びそれに係る対価の裁定 (法40①④)			○								
(24) 水道用水の緊急応援の命令等に必要の報告の徴収及び立入検査の実施 (法40⑧)				○							
(25) 2以上の水道事業者間若しくは2以上の水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間における合理化の勧告 (法41, 政令14④)				○							
(26) 地方公共団体 (県を				○							

	除く。)がその区域内の水道事業者から水道施設等を買収することの認可(法42①, 政令14①)													
	(27) 地方公共団体(県を除く。)と水道事業者との間の買収条件が調わない場合又は協議することができない場合の裁定(法42③, 政令14①)			○										

別表第6 建築課の表12の項事務の種類のカラム「マンションの建替え等の円滑化に関する法律(」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律(」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律を」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律を」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令」に改め、同項第1号中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改め、同項第2号中「34②」の次に「[11①③]」を加え、同項第3号中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改め、「34②」の次に「[14①]」を加え、同項第4号から第7号までの規定中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改め、同項第8号中「138」の次に「[42]」を加え、同項第9号から第11号までの規定、第15号及び第16号中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、第17号中「66」の次に「[57①]」を加え、同項第18号中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同項第19号中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「及び措置命令」を「措置命令及び援助に係る支援法人への協力要請」に改め、同項第20号から第23号までの規定中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改め、同項第25号及び第26号中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同項中第28号から第32号までを削り、同項第33号中「マンション敷地売却組合」を「マンション除却組合」に、「120①」を「163の6①」に改め、同号を同項第28号とし、同項第34号中「マンション敷地売却組合」を「マンション除却組合」に、「123①, 134②」を「163の13①, 163の27② [163の13①]」に改め、同号を同項第29号とし、同項第35号中「マンション敷地売却組合」を「マンション除却組合」に、「134①」を「163の27①」に改め、同号を同項第30号とし、同項第36号中「マンション敷地売却組合」を「マンション除却組合」に、「137④」を「163の30④」に改め、同号を同項第31号とし、同項第37号中「マンション敷地売却組合」を「マンション除却組合」に、「137⑤」を「163の30⑤」に改め、同号を同項第32号とし、同項第38号中「マンション敷地売却組合の分配金取得計画」を「マンション除却組合の補償金支払計画」に、「141①, 145」を「163の34①, 163の38① [163の34①]」に改め、同号を同項第33号とし、同項第39号中「マンション敷地売却事業」を「マンション除却事業」に、「及び措置命令」を「措置命令及び援助に係る支援法人への協力要請」に、「160」を「163の52」に改め、同号を同項第34号とし、同項第40号中「マンション敷地売却組合」を「マンション除却組合」に、「161①②」を「163の53①②」に改め、同号を同項第35号

とし、同項第41号中「マンション敷地売却組合」を「マンション除却組合」に、「161③」を「163の53③」に改め、同号を同項第36号とし、同項第42号中「マンション敷地売却組合」を「マンション除却組合」に、「161④」を「163の53④」に改め、同号を同項第37号とし、同項第43号中「マンション敷地売却組合」を「マンション除却組合」に、「161⑤⑥⑦」を「163の53⑤⑥⑦」に改め、同号を同項第38号とし、同号の次に次の3号を加える。

(39) マンションの除却等の必要性に係る認定 (法163の56②)					○														
(40) 要除却等認定マンションの除却等に係る指導及び助言並びに指示等 (法163の58①②)					○														
(41) 要除却等認定マンションの建替え時における容積率等の特例許可 (法163の59①)				○															

別表第6 建築課の表12の項中第44号を第42号とし、第45号を第43号とし、同項第46号中「183②」の次に「[173①]」を加え、同号を同項第44号とし、同項中第47号を第45号とし、第48号から第50号までを2号ずつ繰り上げ、同項第51号中「197」の次に「[190①]」を加え、同号を同項第49号とし、同項第52号中「及び措置命令」を「措置命令及び援助に係る支援法人への協力要請」に改め、同号を同項第50号とし、同項中第53号を第51号とし、第54号から第56号までを2号ずつ繰り上げる。

別表第6 建築課住宅政策室の表2の項第22号中「又は連帯保証人不要」を削り、「11① I ②③④⑥」を「11① I ②③⑤」に改め、同項中第23号を削り、第24号を第23号とし、第25号から第32号までを1号ずつ繰り上げ、同表8の項第7号中「又は連帯保証人不要」を削り、「11① I ②③④⑥」を「11① I ②③⑤」に改め、同項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第24号までを1号ずつ繰り上げ、同表11の項第24号中「70①」を「71①」に改め、同号を同項第27号とし、同項第23号中「67③」を「68③」に改め、同号を同項第26号とし、同項第22号中「67②」を「68②」に改め、同号を同項第25号とし、同項第21号中「65, 66, 68」を「66, 67, 69」に改め、同号を同項第24号とし、同項第20号中「58」を「59①」に改め、同号を同項第23号とし、同項第19号中「52, 55, 56, 69」を「52①, 55 [52①], 56, 70 [55 [52①]]」に改め、同号を同項第21号とし、同号の次に次の1号を加える。

(22) 終身建物賃貸借に係る賃貸住宅の届出 (変更の届出を含む。)の処理 (法57②③)					○														
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 建築課住宅政策室の表11の項中第18号を第19号とし、同号の次に次の1号を加える。

(20) 賃貸住宅等への円滑な入居のための援助及び要請 (法43, 73)					○														
---------------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 建築課住宅政策室の表11の項中第17号を第18号とし、第8号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 登録住宅の目的外使用の承認及び市町村長への通知 (法19の2①②)					○														
---------------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 建築課住宅政策室の表 13 の項第 1 号中「県賃貸住宅供給促進計画（変更を含む。）の作成」を「県賃貸住宅供給計画の作成（変更を含む。）」に改め、同項第 2 号中「5⑤⑦⑩」を「5⑤⑦⑪」に改め、同項第 3 号中「県賃貸住宅供給促進計画（変更を含む。）の作成」を「県賃貸住宅供給計画の作成（変更を含む。）」に、「5⑧⑩」を「5⑨⑪」に改め、同項第 4 号中「5⑨⑩」を「5⑩⑪」に改め、同項第 29 号中「50」を「70」に改め、同号を同項第 38 号とし、同項第 28 号中「49①」を「69①」に改め、同号を同項第 37 号とし、同項第 27 号中「48」を「68」に改め、同号を同項第 36 号とし、同項第 26 号中「45②」を「65②」に改め、同号を同項第 35 号とし、同項第 25 号中「45①」を「65①」に改め、同号を同項第 34 号とし、同項第 24 号中「債務保証業務規程」の次に「及び残置物処理等業務規程」を加え、「44①③」を「64①③④」に改め、同号を同項第 33 号とし、同項第 23 号中「43①」を「63①」に改め、同号を同項第 32 号とし、同項第 22 号中「支援法人の」の次に「変更認可及び」を加え、「及び」を「並びに」に、「41②③」を「61」に改め、同号を同項第 31 号とし、同項第 21 号中「40, 41①」を「59①, 60③」に改め、同号を同項第 30 号とし、第 20 号の次に次の 9 号を加える。

(21) 知事による登録事務の実施及び公示 (法 36①②)				○						
(22) 居住安定援助計画の認定（変更の認定を含む。）及び認定を受けた者への通知並びに認定住宅の存する町村長への通知 (法 41, 43, 44①②)	社会福祉課, 高齢者生き生き推進課, 障害福祉課			○						
(23) 居住安定援助賃貸住宅事業の廃止の届出の処理 (法 44③)				○						
(24) 認定事業者等から認定住宅の整備及び管理に必要な権原を取得した者に対する地位の承継の承認 (法 45)				○						
(25) 居住安定援助賃貸住宅事業の実施の状況等に関する定期報告の処理 (法 49)	社会福祉課, 高齢者生き生き推進課, 障害福祉課			○						
(26) 専用賃貸住宅の目的外使用の承認及び町村長への通知 (法 50①②)				○						
(27) 認定事業者又は管理受託者の業務に係る報告の徴収及び立入検査等の実施 (法 54①)	社会福祉課, 高齢者生き生き推進			○						

	課, 障 害福祉 課										
(28) 認定事業者に対する改善命令並びに計画認定の取消し並びに認定事業者であった者及び居住安定援助賃貸住宅の存する町村長への通知 (法 55, 56)				○							
(29) 賃貸住宅への円滑な入居のための援助 (法58)					○						

別表第 6 建築課住宅政策室の表 14 の項第 5 号中「5 の 2」を「5 の 2 ①②」に改め、同項中第 14 号を第 25 号とし、第 13 号を第 24 号とし、第 12 号を第 23 号とし、同項第 11 号中「5 の 12 ①④」を「5 の 22 ①④」に改め、同号を同項第 22 号とし、同項第 10 号中「5 の 12 ①」を「5 の 22 ①」に改め、同号を同項第 21 号とし、同項第 9 号中「5 の 10」を「5 の 20」に改め、同号を同項第 20 号とし、同項第 8 号中「5 の 9」を「5 の 19」に改め、同号を同項第 19 号とし、同項第 7 号中「5 の 8」を「5 の 18」に改め、同号を同項第 18 号とし、同項第 6 号中「5 の 4, 5 の 5, 5 の 6 ①②, 5 の 7」を「5 の 14, 5 の 15, 5 の 16 ①②, 5 の 17 [5 の 14, 5 の 15]」に改め、同号を同項第 17 号とし、同項第 5 号の次に次の 11 号を加える。

(6) 管理組合の管理者等に対するマンションの管理について特別の知識経験を有する者のあつせんその他の必要な措置 (法 5 の 2 ③)					○						
(7) 関係地方公共団体の長に対するマンションの区分所有者等に関する情報の提供の要求 (法 5 の 2 ⑤)					○						
(8) 管理組合の管理者等に対するマンションの管理の状況報告の徴収及び立入検査等 (法 5 の 2 ⑥)					○						
(9) マンション管理適正化支援法人 (以下この項中「支援法人」という。)の登録 (法 5 の 3 ①)				○							
(10) 支援法人の名称等の変更の届出の処理 (法 5 の 3 ④)					○						
(11) 支援法人の管理支援業務に係る休廃止の届出の処理 (法 5					○						

の 7 ①)																				
(12) 支援法人に対する 管理支援業務に関する 報告の徴収 (法 5 の 8 ①)					○															
(13) 支援法人に対する 改善命令 (法 5 の 8 ②)				○																
(14) 支援法人の登録の 取消し (法 5 の 8 ③)				○																
(15) 支援法人の登録等 に係る公表 (法 5 の 9)					○															
(16) 支援法人による提 案に対する通知 (法 5 の 12 ②)					○															

別表第 6 危機管理課の表中「危機管理課」を「危機管理防災課」に改め、同表 6 の項を 8 の項とし、5 の項を 7 の項とし、4 の項を 5 の項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

6 強くし なやかな 国民生活 の実現を 図るため の防災・ 減災等に 資する国 土強靱化 基本法 (平成 25 年法律第 95 号。以 下この項 中「法」 という。) の施行に 関する事 務	国土強靱化 地域計画の策 定 (法 13)				○															
--	-----------------------------	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 危機管理課の表中 3 の項を 4 の項とし、2 の項の次に次の 1 項を加える。

3 防災行 政無線に 関する事 務 この項 中電波法 (昭和 25 年法律第 131 号) を「電波 法」、電 気事業法	(1) 無線局の 設置の決定 及び免許の 申請 (電波 法 6)				○															
	(2) 工事設計 等の変更の 許可申請等 (電波法 9 ①②④⑤)					○														
	(3) 予備免許 後の工事の					○														

